

# 福祉施設活動費配分推薦要綱 (東京都共同募金会江東区協力会)

この要綱は、赤い羽根共同募金（施設・団体助成募金）を財源とし、募金者の主旨に沿った事業を東京都共同募金会に推薦するため、必要な事項を定める。

## (目的)

第1条 この要綱は、江東区内に所在する地域福祉向上・充実を図ることを目的とする各種民間社会福祉施設に対し、その事業活動への配分を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

## (対象施設)

第2条 配分の対象施設は、江東区内に所在し、江東区民を対象に事業を行う次の民間社会福祉施設とする。但し、会社法人が経営する施設は対象外とする。

- (1) 児童厚生施設（児童館）
- (2) 保育所（保育室・認証保育所を含む）
- (3) 小規模作業所等
- (4) 社会福祉関係通知等による施設

## (対象事業)

第3条 配分の対象となる事業は、地域福祉の向上に資する次の事業とする。但し、運営費は対象外とする。

- (1) 小破修理
- (2) 活動に必要な備品購入
- (3) 事業実施等

## (配分額)

第4条 配分は地域配分予定額の範囲内で行い、配分額は一施設30万円以内とし、当該総事業費の75%以内とする。

## (交付申請)

第5条 配分金の交付を受けようとする福祉施設は、申請書に次の関係書類を添えて、東京都共同募金会江東区協力会事務局（以下「事務局」という。）に申請しなければならない。

- (1) 小破修理、備品購入の場合は、見積書
- (2) 事業実施の場合は、実施計画書

## (対象事業の推薦)

第6条 東京都共同募金会江東区配分推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）は、公募により申請を受け付けたものを、適正に調整し、順位を付して東京都共同募金会に推薦する。

2 推薦委員会に関する要綱は、別に定める。

(決定)

第7条 配分の決定は、東京都共同募金会の理事会・評議員会において、配分の可否及び配分額を決定する。

(決定の通知)

第8条 配分が決定されたときは、「地域配分（B配分）」決定通知書を申請者に通知する。

(報告書の提出)

第9条 配分金の交付を受けた福祉施設は、その対象事業が完了したとき、又は配分金の交付の決定に係わる年度が終了したときは、30日以内（年度末に完了する事業については、指定期限まで）に「地域配分（B配分）」使途報告書に領収書等を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、配分事業等の成果が配分金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを調査する。

(交付決定の取消)

第10条 推薦委員会委員長は交付決定を受けた団体が、次の各号の一に該当したときは、交付決定を取消し、配分金を返還させる。

- (1) 年度末においても対象事業が未執行のとき。
- (2) 配分金を目的外の他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、推薦委員会委員長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。